

事 務 連 絡
令和元年 10 月 9 日

各都道府県教育委員会災害情報担当部署 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

令和元年台風第 19 号に関する防災体制の強化について（依頼）

日頃から、学校施設の安全確保や被害情報の収集等について、御尽力・御協力いただきありがとうございます。現在、台風第 19 号が強い勢力で接近している状況です。つきましては、以下により事前の対応や被害が発生した場合の対応について、よろしくお願いたします。

- ① 別添 1「気象災害への対応」（『学校の危機管理マニュアル作成の手引』より一部抜粋）などを参考に、今後、地元の気象台が発表する警報や注意報、気象情報に留意しつつ、防災体制の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保等に万全を期すようお願いいたします。特に、休校・短縮等の措置については、できるだけ早期に対応を検討し、保護者等に周知していただきますようお願いいたします。また、先般の台風第 15 号による停電等の被害を踏まえ、停電・通信障害等の影響により連絡が取れなくなった場合の対応について、あらかじめ確認しておくようお願いいたします。
- ② 別添 2「台風第 15 号の被害を踏まえた学校施設の防災のための点検、対策等について（通知）」（令和元年 9 月 30 日付け元施参事第 31 号）*を参考に、防災の観点からの学校施設の点検・対応や、出入口や窓はしっかりと閉鎖すること、必要に応じ、外部面のガラスの防護、防球ネット等の巻き上げ、排水口の清掃等を行う応急対策の実施をお願いいたします。加えて、災害が発生した場合に保有する防災機能を適切に活用できるよう、設備・物品の点検を行うようお願いいたします（別添 3「避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について（通知）」（令和元年 8 月 28 日付け元文科施第 177 号））。特に、台風 15 号では停電の期間が長かったことを踏まえ、非常用発電機の燃料等については残量を確認し、十分に補給を行うなど事前の対応を万全に行うようお願いいたします。
- ③ 被害が発生した場合に、二次災害を防止するため、応急復旧や立入禁止等の措置を行うなど、児童生徒等の安全を確保していただくとともに、文部科学省の所定の担当へ被

害状況を報告していただきますようお願いいたします。また、引き続き、連絡体制に万全を期すよう併せて御願いたします。

- ④ 別添4「台風第19号の接近時における事前確認事項について」（令和元年10月9日付け内閣府事務連絡）を参考に、防災主管課との連携についてご配慮ください。

なお、本件について、域内の市町村及び貴都道府県私立学校所管課へもご伝達くださいますようお願いいたします。

また、窓口一元化都道府県におかれましては、貴委員会内の担当部署へご伝達くださいますようお願いいたします。

※別添2の全体は、ホームページに掲載。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/10/03/1421828_06_1.pdf

担当：

【本事務連絡に関すること】

参事官（施設防災担当）付防災調整係

電話：03-5253-4111（内線 2290）

03-6734-2290（直通）

【『学校の危機管理マニュアル作成の手引』に関すること】

男女共同参画共生社会学習・安全課防災教育係

電話：03-5253-4111（内線 2670）

【休校・短縮等に関すること】

初等中等教育企画課地方教育行政係

電話：03-5253-4111（内線 4676）

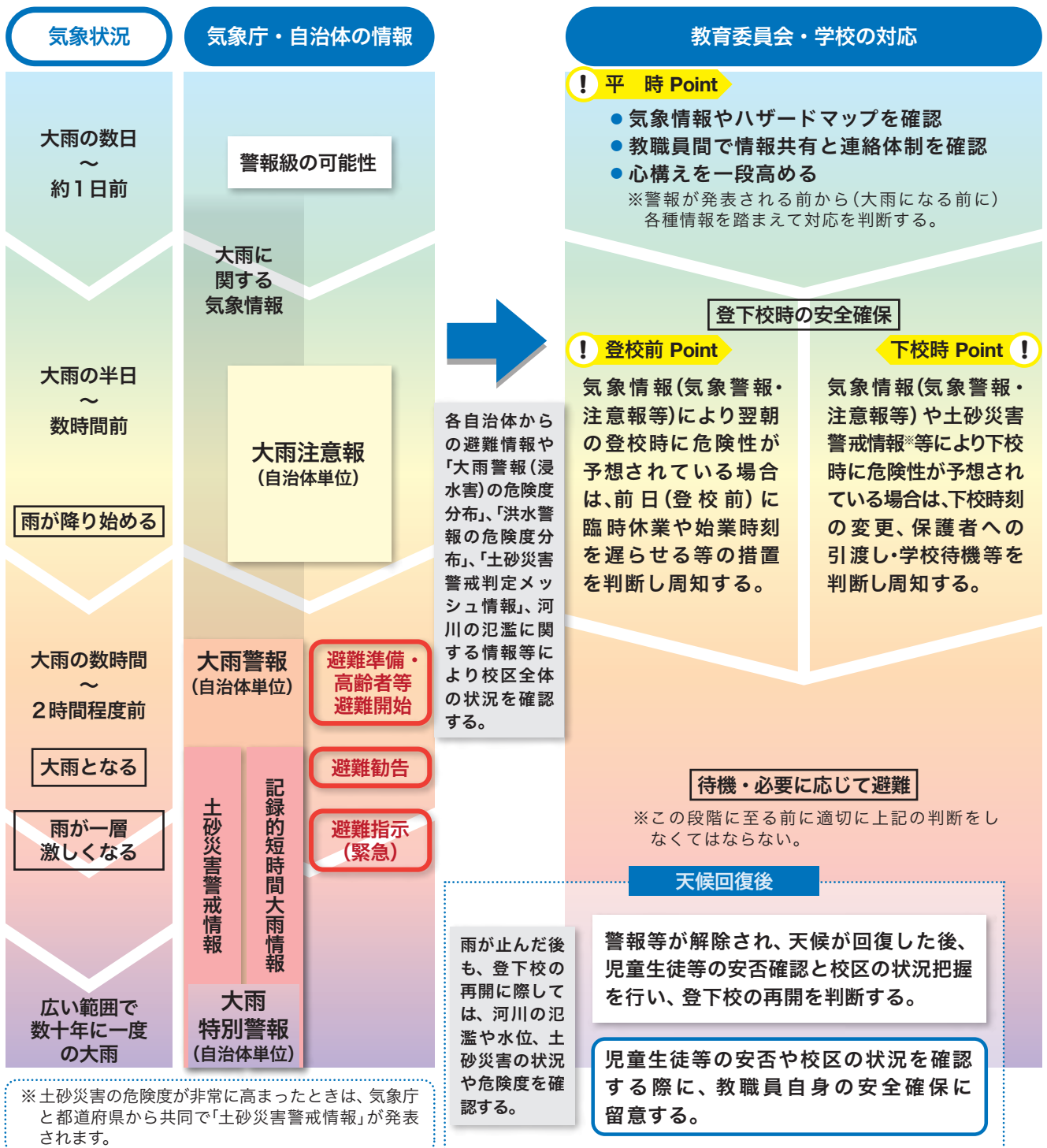
3-6

気象災害への対応

大雨・台風、大雪などによって登下校時に危険が予測される場合は、児童生徒等の安全を確保するために臨時休業や学校待機等の措置をとることが求められます。その際、気象情報、河川情報や自治体が発令する避難に関する情報など正確な情報を収集し、適切に判断することが大切です。

1 大雨発生時の教育委員会・学校の対応例

気象災害に関しては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って適時実行していくことが求められます。ここに記載した大雨発生時の対応例は、早期に情報を収集し、判断をする手順を示したものです。これを参考に様々な気象災害発生時に適切に対応できるよう事前に準備を行っておくことが大切です。



※土砂災害の危険度が非常に高まったときは、気象庁と都道府県から共同で「土砂災害警戒情報」が発表されます。

2 気象災害への学校の対応上の留意点

気象災害は、もともと災害発生の危険性が認められる場所に、大雨などの災害を引き起こす現象が加わることで発生します。また、利用する気象情報や危険度分布の種類等は、学校の立地によって異なります。各学校においては、平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておかなければなりません。

その上で、気象庁から大雨や台風、大雪等の気象情報が発表された際には、各自治体の避難に関する情報にも留意し、できるだけ早期に対応を検討することが重要です。なお、台風や発達した低気圧等の場合は、暴風により屋外の行動が困難になる前に対応を完了することが必要です。

■状況に応じた対応

【登校前】

- 気象庁が発表する気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討します。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（※避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等）なども参考にしながら、判断することが大切です。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要があります。

【児童生徒等が在校時】

- 教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状態を把握します。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握をします。
- 土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討します。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要があります。
- 通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引渡し」「学校待機」等の対応を判断します。ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることがないようにしておくことが必要です。

【情報共有・報告等】

- 臨時休業や授業打ち切り等の判断に際しては、教育委員会をはじめ近隣の学校や放課後児童クラブ等とも連絡を密に取りながら判断することが大切です。
- 判断した結果を教育委員会等へ報告し、全教職員で協力し対応に当たります。
- 保護者等へ措置・対応等について、メール配信や電話連絡等を活用し連絡します。停電等により保護者と連絡が取れない場合も想定し、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく必要があります。
- 確実に連絡が届いているかどうかについても、確認する必要があります。
- 学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておきます。
- 登校前や下校後の児童生徒等の安否確認も、必要に応じて行います。
- 学校が避難所となる場合もあることから、その対応についても自治体の防災部局と連携して準備しておきます。

【防災情報の活用】

気象情報やハザードマップなどの様々な防災情報は、以下のウェブページで確認することができます。各自治体が公表する情報と併せて活用しましょう。



大雨警報や洪水警報が発表されたときなどに、実際にどこで災害の危険度が高まっているのか「危険度分布」で把握できます。

- 気象庁ウェブページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



- ハザードマップポータルサイト(国土交通省) <https://disaportal.gsi.go.jp>



- 防災情報のページ(内閣府) <http://www.bousai.go.jp>





元施参事第 31 号

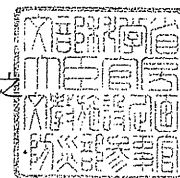
令和元年 9 月 30 日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長
 各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
 各都道府県私立学校主管課長
 各国公私立大学施設担当部課長
 各国公私立高等専門学校施設担当部課長
 独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課長
 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
 各地方公共団体の学校設置会社担当課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

森 政



(印影印刷)

台風第 15 号の被害を踏まえた学校施設の防災のための点検、対策等について (通知)

台風第 15 号は 9 月初旬に発生し、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、強烈な雨となりました。文部科学省では、学校施設の被害状況を把握するため、構造耐力の専門家及び文部科学省職員を現地へ派遣し、この度、その調査報告書を取りまとめました。今後の台風被害の軽減に向け、各学校設置者における取り組みの参考となるよう、調査した被害状況をお送りします。(別紙参照)

各学校設置者においては、防災の観点から屋根や屋上、外壁、窓サッシ等の劣化や損傷等の状況について、点検の実施状況・結果を確認し、必要に応じて適切な対応をお願いします。

特に、風圧による落下により重大な被害が懸念される箇所や、降水による重大な漏水につながるオーバーフロー管等の無いバルコニー等については、専門家にも相談の上、国の補助金等の活用も検討しつつ、適切に対応するようお願いします。

また、大型台風が通過する恐れがある場合には、必要に応じ応急対策*を行うようお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては所管の学校に対して、周知いただくようお願いします。

* 防球ネットや防砂ネットの巻き上げ、屋上・バルコニーの排水口や排水溝の清掃 など

(参考)

- ・「台風・集中豪雨に対する学校施設の安全のために」平成 17 年 3 月 文部科学省
〔編集協力 国立教育政策研究所文教施設研究センター〕
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/all.pdf>
… 台風や集中豪雨等により発生する風水害に対する学校施設の安全を確保するため、各学校の設置者及び管理者において点検、実施されることが望まれる措置のポイントについてまとめたもの。
- ・「竜巻に対する学校の安全のために」平成 26 年 1 月 文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1342809.htm
… 児童生徒等に対する安全対策やガラスの飛散防止対策等の竜巻等突風対策についてまとめたものです。
- ・「子供たちの安全を守るために―学校設置者のための維持管理手引―」平成 28 年 3 月 文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/_icsFiles/afieldfile/2017/06/14/1369016_01_1.pdf
… 建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等についてまとめたものです。

(本件連絡先) 大臣官房文教施設企画・防災部

参事官(施設防災担当) 付施設防災企画係

電 話 : 03-5253-4111 (内線 3184)

メール : bousai@mext.go.jp



元文科施第177号
令和元年8月28日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
平井 明 成



(印影印刷)

避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について（通知）

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所等としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。平成28年4月に発生した熊本地震では、避難所としての安全性や防災機能を確保する上で、多くの課題が生じたところです。

その後取りまとめられた文部科学省の有識者会議による提言*においては、避難所となる学校施設の防災機能の強化について、学校施設ごとに避難所として求めるべき役割・備えるべき機能・施設の利用計画等を明確化し、優先順位をつけ整備することで、ハード面だけではなく、ソフト面と一体となった整備を行うことが重要とされています。

この度、文部科学省では、児童生徒、職員及び地域住民等が避難し、救援物資が届き始めるまでの段階（生命確保期：避難直後から数日程度）における避難所に必要な防災機能の保有状況の把握を目的に「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」を実施し、別紙のとおり取りまとめ、公表しましたのでお知らせします。

については、本調査結果を、防災担当部局も含め必要な関係部局と共有した上で、各地域の実情等を踏まえ、防災担当部局及び地域の関係者等との適切な協力体制の構築を図るとともに、関係報告書（参考1）等を積極的に活用しつつ、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するようお願いいたします。また、学校施設の防災機能の強化を図るための工事に係る財政支援制度については、参考2を参照してください。

さらに、災害が発生した場合に保有する防災機能を適切に活用できるよう、設備・物品の点検や訓練を定期的に行うようお願いいたします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会に対して周知を図るようお願いいたします。

また、本調査結果については、内閣府（防災担当）を通じて各都道府県の防災担当部局に対しても周知していることを申し添えます。

*「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（平成28年7月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）

[本件連絡先]

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官付防災支援係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話:03-5253-4111 (内線2239) Fax:03-6734-3689

事 務 連 絡
令和元年 10 月 9 日

関係都道府県 防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害緊急事態対処担当）

台風第 19 号の接近時における事前確認事項について

平素より、防災行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、過去の災害対応及び令和元年台風第 15 号の経験を踏まえ、台風第 19 号の接近時において、特に大規模な停電と断水の発生を前提として、事前の確認、対応が重要であると考えられる事項を別添のとおり整理し、関係省庁に通知しました。

別添の事項は関係省庁、地方関係機関・団体等が連携して、実施すべき内容であり、地方公共団体においては、対応が困難な項目もありますが、発災時の迅速な災害応急対策に向け、十分な事前の備えを行っていただきますようお願いいたします。

なお、これに関して、別途関係省庁から関係機関・団体等への要請は行う予定である旨申し添えます。

また、別添は、本日時点のものであることを申し添えます。

さらに、本通知は、10月9日9時現在で、台風第19号の暴風域に入る可能性がある都道府県に発出しています。

（問い合わせ先）

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害緊急事態対処担当）付

担当：田宮、福田、加藤

電話：03-3501-5695

台風第19号に対して事前に確認、対応すべき事項について

(エネルギー・燃料関係)

- ・電源車の最大限確保準備
- ・ガソリンスタンドの燃料の確認及び必要な燃料補給の実施
- ・都道府県庁、市役所及び町村役場等の自家発電設備の燃料確保及び必要な燃料補給の実施
- ・電力会社に対する早期復旧体制の確立要請、都道府県庁、市役所及び町村役場への早期リエゾン派遣の要請
- ・流通業に対する早期営業再開要請
- ・ハザード地区における危険物（油等）の管理に関する関係団体・関係会社への浸水防止の徹底

(給水関係)

- ・給水車の稼働準備、浄水場等の自家発電施設の燃料確認及び必要な燃料補給の実施
- ・水道協会への支援準備要請

(医療・社会福祉関係)

- ・病院（特に災害拠点病院等基幹病院。以下同じ）、社会福祉施設等の自家発電施設の燃料の確認及び必要な燃料補給の実施
- ・病院、社会福祉施設等の飲料水、食料（特に介護食）等備蓄物資の十分な確保
- ・病院、社会福祉施設等との通信手段が途絶した場合の連絡手法事前確認
- ・在宅療養者のリストアップ及び連絡先の事前確認（医療機器メーカーに確認依頼等）

(通信関係)

- ・通信施設の自家発電施設の燃料確認及び必要な燃料補給の実施
- ・非常用通信手段の確認や衛星携帯電話等の事前貸出などによる行政機関、病院、社会福祉施設等との連絡体制の確保
- ・通信事業者に対する早期復旧体制の確立要請、都道府県庁等へのリエゾン派遣の要請
- ・移動基地局（船舶型基地局等を含む。）の活用準備

(社会インフラ関係)

- ・ 公共下水道施設、農業集落排水施設の自家発電施設の燃料確認及び必要な燃料補給の実施
- ・ 合併処理浄化槽の被害状況の早期把握、早期復旧体制の事前確認
- ・ 電源車、給水車の派遣に必要な道路に係る道路啓開の早期実施の態勢確保
- ・ 都道府県庁、市町村役場へのリエゾン派遣及び災害対策用車両派遣の態勢確保

(避難所関係)

- ・ 避難所の自家発電施設の燃料確認及び必要な燃料補給の実施
- ・ 防災行政無線（同報系）等を活用し、避難所の早期開設、食料、飲料水をはじめとする備蓄物資の十分な確保
- ・ 特に避難行動要支援者を中心とした早期の避難の呼びかけ
- ・ 戸別見回り支援に向けた避難行動要支援者名簿等の事前準備

(災害応急体制関係)

- ・ 発災後における速やかな災害対策本部の設置等の即応体制の確立にむけた事前準備の徹底
- ・ 発災後の被害状況の確認、被災地域、施設等の物資ニーズの確認等を円滑、迅速に行うための都道府県から市町村に対するリエゾン派遣（非常時の通信手段を携行）の早期の実施
- ・ 都道府県及び救助実施市における迅速な災害救助法の適用に向けた準備
- ・ 国からのリエゾン等の派遣に備え、都道府県災害対策本部と緊密に連携が取れる体制（災害対策本部と近接した執務スペースの確保、ライフライン、インフラの早期復旧に向けた担当部署の確認等）の準備